

KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.138



■2022年7月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

コロナ感染症もワクチンの3回目の接種率が上がって、さらに治療薬の供給が増えることにより徐々に沈静化するものと思いましたが、高齢者の接種率が高い割合に対して副反応が怖いためののか？若い人の接種率が低く、なかなか感染率が下がってきませんが、これからも地道に3

回目、4回目と進むと沈静化するものと思います。

このような時期にロシアによるウクライナ侵攻は世界経済にとって大きな打撃となると言われており、特に石油、ガスと言ったエネルギーの供給と高騰が影響を受けており、折角、コロナの沈静化に伴い経済活動の活発化するもの思っておりました。また、中国のコロナ感染封じ込み作戦で上海での物流が滞っていたのが、ようやく動き出しました。これらの影響のおかげで物価高が続いています。特に当地方の農業のハウス栽培や漁業、そして会社や一般家庭の暖房の多くは化石燃料に頼っています。風力洋上発電や太陽光発電などの開発計画が決まっているとの事ですが、それが完成するまでは今までの石油やガスに頼るしかないと思います。また、代替えエネルギーに変更するにしても設備投資が必要となってきます。

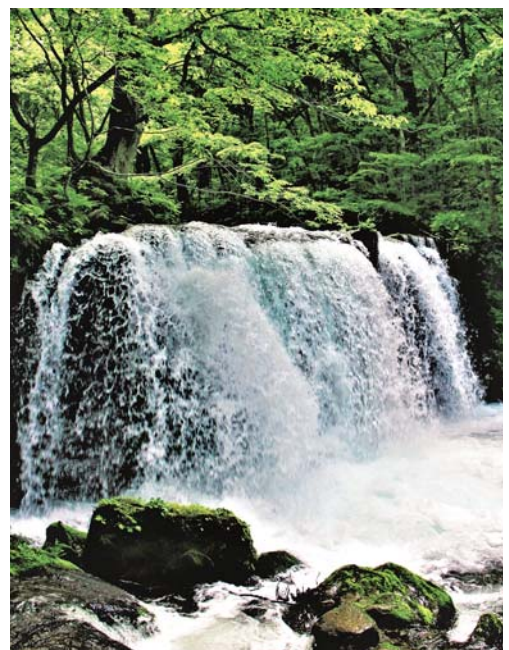
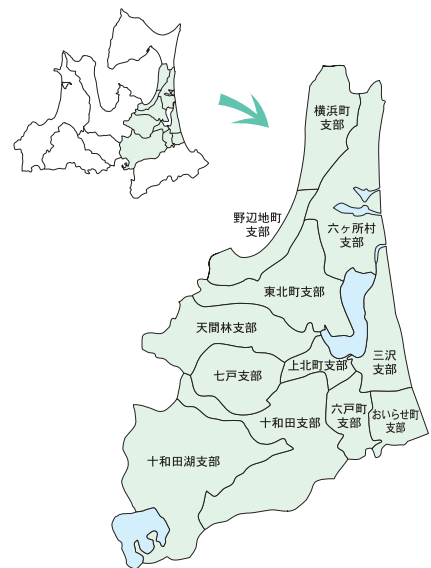
このコロナ禍の2年間、地方の中小企業ではこれまでの補助金や支援策のおかげで、ようやく事業継続が出来ている状況だと思えます。また、追加の経済的支援策もお願いしなければならないかもしれません。

また、コロナ感染症は徐々に沈静化していくものと思えますが、世界の情勢を見ますと国民の生命と財産を守るためにも最低限、医療、食料やエネルギーなどを確保できるような対策と防衛力の強化もお願いしたいものです。

いずれにしても、人の動きを自由にし、経済活動を活発化させて、観光やイベント、スポーツ大会など、これまで会えなかった人に会い、国内はもとより、世界中の人々の往来が自由にでき、安心して生活できる日常に早く戻れるよう願っています。

CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 白山春男
- この人に聞く……………3
上北地域県民局県税部長 鈴木 秀氏
- 十和田税務署だより……………4
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 定時総会開催……………6
- 青年部会総会……………7
- 女性部会総会……………7
- 本部だより……………7
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



■奥入瀬溪流：銚子大滝

銚子大滝は高さ7m、幅20mの水しぶきをあげる堂々たる滝で、流れ落ちる水は多量の水霧をうみ、木漏れ日がそこに幾本もの光の筋をつくります。この滝の落差が大きいため魚が遡上できなく、長いあいだ、十和田湖には魚がすめないといわれてきました。

この人に聞く



上北地域県民局県税部長
鈴木 秀氏

今年の4月から、上北地域県民局県税部長に着任しました鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

現在、県では重要課題として人口減少克服を掲げ、その解決に向けて様々な施策に取り組んでおり、県税部はその貴重な自主財源である県税収入の確保に日々努めております。

上北地域の県税の内訳を見ますと、核燃料物質等取扱税が最も税額が大きく、それを除いた中では、個人県民税が約7割を占めています。

一般に、個人県民税と市町村民税を合わせたものが住民税と呼ばれますが、住民税はすべて市町村に納めていただき、その中の個人県民税相当分について、市町村から県に支払われる仕組みです。このため県では、管内市町村との緊密な連携・協力の下、計画的・効率的な徴収対策を実施し、適正な賦課徴収の実現に取り組んでいるところです。

さて、税に限らず、会員企業の皆様におかれましても、日々の仕事を計画的・効率的に進めていくに当たっては、職員が安心して働ける職場づくりが何より大切ではないでしょうか。そのためには、いわゆるワーク・ライフ・バランスへの配慮や、計画的な休暇の取得促進など、様々な要素が挙げられますが、私が特に重要と考えるのは、職員間のコミュニケーションの活発化です。

これまで、主に上司と部下との縦の関係で言われてきた「報・連・相」はもちろんですが、同僚職員との横の関係においてもコミュニケーションが良好な職場こそが、安心して働ける職場であると思っています。

最近ではコロナ禍のため、大きな声での会話が制限され、また、若手職員を中心にコミュニケーションの主な道具がスマートフォンになったこともあり、口頭での会話が少なくなったように感じます。

そんな中、実は職員が「仕事の進め方が分からないが、上司・同僚に相談できない」と悩んでいたりと、一方で上司は「これ位の仕事は、私がサポートしなくても当然に出来るだろう」と早合点していたら、一体どんな結果を生むのでしょうか。

コロナ禍でいわゆる「飲みニケーション」も減った昨今、上司・同僚と職員の相互理解を図るには、やはり勤務時間中のコミュニケーションに創意工夫をこらすことが必要だと思います。

まずは朝夕の何気ない「おはよう・お疲れさま」の挨拶励行、仕事を遂行した職員には「ありがとう」と声がけするなど、ちょっとしたことから始めて、風通し・雰囲気の良い職場づくりに向けた更なる工夫へと繋げていきたいものです。

人口減少が進む中、限られた数の職員で最高の成果を挙げるため、そうした職場運営について、会員企業の皆様と一緒に取り組んでいければと願っております。

プロフィール

- 前 職：東青地域県民局地域連携部
地域支援チームリーダー
- 主な職歴：中北地域県民局地域連携部地域支援室
副室長
企画政策部地域活力振興課
生業・地域活性化グループマネージャー
下北地域県民局地域連携部
地域支援チームリーダー
- 出身 地：青森市
- 趣 味：ルアーフィッシング、ガーデニング

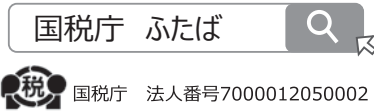
十和田税務署だより

その相談、 チャットボットを 利用してみませんか？



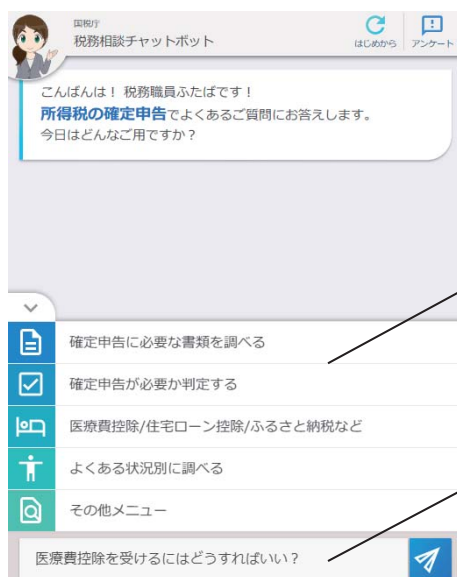
税務職員ふたば

ご相談の対応範囲
**所得税の確定申告
インボイス制度**
24時間利用可能
※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用
はこちらから！

相談の内容を選択



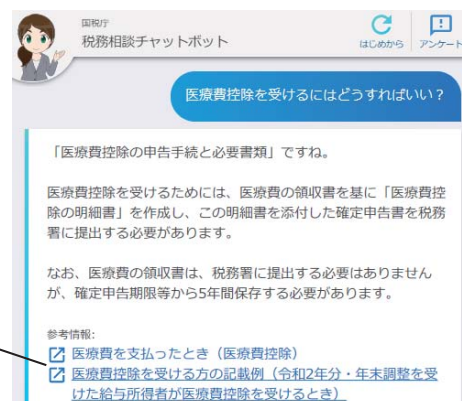
相談のしかたは 2 通り

1 メニューから選択

2 文字で入力する

相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報の[リンク](#)をクリック



- ・チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

税理士からの

ひとことアドバイス



仮想通貨（暗号資産）にかかる税金

柳澤功税理士事務所

税理士 古 舘 要 氏

「仮想通貨（暗号資産）」とは、インターネット上でやりとりできる財産的価値と定義され、代表的な仮想通貨には、ビットコインやイーサリアムなどがあるのはみなさんご存じだと思います。今回は仮想通貨の税金について簡単にお話します。

○仮想通貨にかかる税金のポイント

- ①仮想通貨取引による所得が20万円を超える時は確定申告が必要になる可能性がある。
- ②仮想通貨取引による所得は原則として雑所得に分類される。
- ③雑所得の特徴として
 - (1)総合課税…給与所得など各種の所得と合計した金額に対して課税される。
 - (2)累進課税…所得額が増えるほど税率が高くなる。
 - (3)損益通算禁止…損失が出た場合、他の利益と相殺できない。
 - (4)損失の繰越控除禁止…生じた損失は翌年以降の利益と相殺できない。

…などです。

○確定申告が必要な人は…

確定申告が必要かどうかの判断基準となる「所得」とは次の算式で計算できます。

$$\text{仮想通貨の所得} = \text{仮想通貨による総収入額} - \text{必要経費}$$

仮想通貨の総収入額は、仮想通貨の売却額です。そこから次のような必要経費を差し引きます。

- ・仮想通貨の購入費用
- ・売却の際に支払った手数料
- ・インターネットやスマートフォン等の回線利用料など

○仮想通貨取引で課税対象となる所得が発生するタイミング

- ①仮想通貨を売却したとき
売却したときの価格と取得価額(手数料なども含む)との差額が所得となります。
- ②仮想通貨で決済したとき
仮想通貨で商品サービスを購入したときにも、支払いをしたタイミングで所得が発生します。これは仮想通貨を一度売却し、日本円に換金してから商品を購入するという取引と同じ扱いになるからです。そのため、支払いに利用した仮想通貨の時価が購入時よりも上がっている場合にはその差額が所得となります。
その他、仮想通貨同士の交換などによっても所得が発生する場合があります。
仮想通貨取引を行っている方は、一度お近くの税理士にご相談ください。

年末調整等に関するパンフレットの送付に係る国税庁からのお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

～年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたします。

第10回定時総会開催



6月17日(金)十和田市内の「サン・ロイヤルとわだ」で第10回定時総会が開催されました。開催にあたり白山会長あいさつの後、令和4年度の事業計画及び予算が報告され、その後審議では「令和3年度事業報告及び収支決算」が事務局より



十和田税務署長 池田龍太郎様

が事務局より

説明され、原案通り承認されました。

最後に、コロナ禍で自粛も続く中、ご出席いただき



上北地域県民局県税部長 鈴木 秀様

た十和田税務署長 池田龍太郎様並びに上北地域県民局県税部長 鈴木 秀様にご祝辞をいただき総会は無事終了しました。

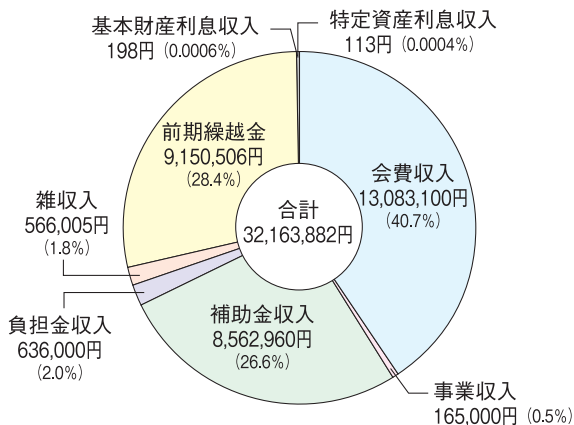
東北六県法人会連合会 役員功勞表彰

当法人会からは桜田裕幸筆頭副会長と稲本修明理事が表彰されました。

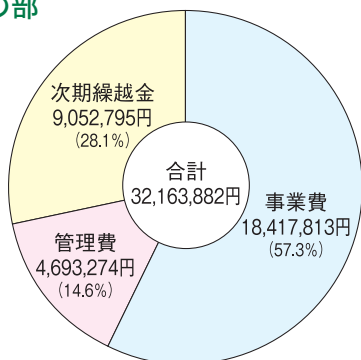


令和3年度収支決算

●収入の部

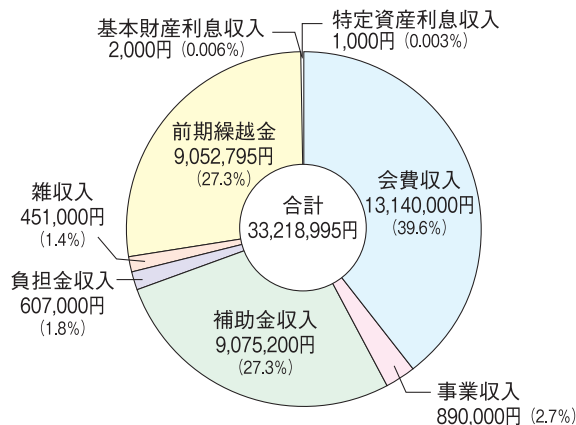


●支出の部

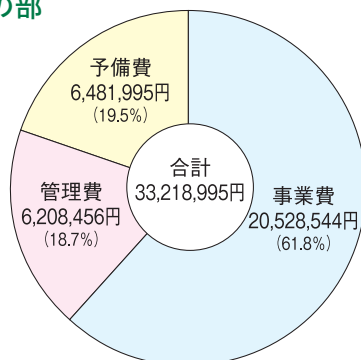


令和4年度収支予算

●収入の部



●支出の部



第29回青年部定時総会

5月30日(月)午後4時から「サン・ロイヤルとわだ」で第29回定時総会を開催しました。佐々木部会長のあいさつの後、事業報告・決算、事業計画・予算案等の議案を審議。役員改選では退任役員の



補充選任が行なわれました。また、令和3年度で卒業された赤坂憲孝氏と小向広

一氏に卒業記念品が贈呈されました。

その後十和田税務署長 池田龍太郎様よりご祝辞をいただきました。

第7回女性部会定時総会

6月3日(金)午後2時より十和田市民交流プラザトワレにて第7回定時総会を開催しました。羽賀部会長あいさつの後、事業報告・決算、事業計画・予算案が審議され全て承認されました。その後、来賓を代表して十和田税務署長 池田龍太郎様よりご祝辞をいただきました。



総会終了後、十和田税務署総括上席国税調査官の清水洋幸様を講師に税務セミナーを開催、「電子帳簿保存方法」について1時間ご説明いただきました。

本部だより

◆本部

- 4月15日(金)
事務担当者会議 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月10日(火)
監査会 (法人会事務局)
- 5月23日(月)
正副会長会議 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月23日(月)
理事会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 6月17日(金)
定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

青年部会だより

- 4月11日(月) 監査会 (法人会事務局)
- 4月12日(火) 役員会 (十和田商工会館5階小会議室)
- 4月27日(水) 租税教室 (三沢市立おおぞら小学校)
- 5月6日(金) 租税教室 (十和田市立松陽小学校)
- 5月6日(金) 租税教室 (十和田市立法奥小学校)
- 5月10日(火) 租税教室 (おいらせ町立木内々小学校)
- 5月11日(水) 租税教室 (十和田市立南小学校)
- 5月12日(木) 租税教室 (十和田市立北園小学校)
- 5月13日(金) 租税教室 (三沢市立三川目小学校)
- 5月16日(月) 租税教室 (おいらせ町立甲洋小学校)
- 5月20日(金) 租税教室 (三沢市立古間木小学校)
- 5月30日(月) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 6月2日(木) 租税教室 (六戸町立六戸小学校)
- 6月30日(木) 租税教室 (七戸町立七戸小学校)

女性部会だより

- 4月1日(金) 税の絵はがき作品展示会
～5日(火) (十和田市民交流プラザトワレ)
- 4月5日(火) 正副部会長会議 (法人会事務局)
- 4月18日(月) 監査会
(十和田市民交流プラザトワレ)
- 4月18日(月) 役員会
(十和田市民交流プラザトワレ)
- 4月26日(火) 租税教室 (東北町立甲地小学校)
- 5月31日(火) 租税教室 (六戸町立開知小学校)
- 6月3日(金) 定時総会
(十和田市民交流プラザトワレ)
- 6月3日(金) 税務セミナー
(十和田市民交流プラザトワレ)
- 6月10日(金) 租税教室 (十和田市立四和小学校)
- 6月27日(月) 租税教室 (十和田市立沢田小学校)

7月スケジュール

4日(月)

租税教室 (十和田市立高清水小学校)

6日(水)

租税教室 (十和田市立西小学校)

28日(木)

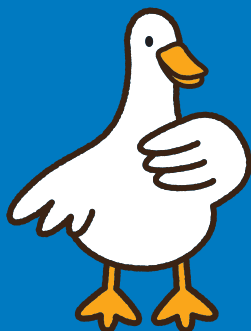
税務セミナー「税制改正について」
(サン・ロイヤルとわだ)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

アフラックから働くあなたを支える 休職保険が誕生!

NEW!
働くあなたを支える

アフラックの 休職保険



1か月以上休職した人のうち、
約7割の人の**収入が減少**しています。
〔被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)〕
もしものときも、今の生活を変えないように
休職時の収入減少に備えましょう。

<アフラックの休職保険>の3つの特長

特長1

お給料のように
**毎月受け取れる
給付金**

病気やケガで休職(就労困難状態)が
31日以上継続(*)したとき、
毎月給付金をお支払いします
(*)有給休暇の取得期間中も含まれます

特長2

**お手頃な
保険料**

保険期間を1年とすることで、
お手頃な保険料水準を実現!
収入減少に備えたい期間だけ
保障を準備できます(最長70歳まで)

特長3

**わかりやすい
支払条件**

勤務先による休職証明と
医師による在宅療養の指示により
給付金をお支払いします

この保険は、ご加入時に被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます
(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません)。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

青森支社 〒030-0802 青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビルディング9F
法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

P21190 AFツール-2022-0044 1月27日